

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日
個人情報ファイルの名称	防火管理者講習ファイル
行政機関の名称	恵庭市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部 予防課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	資格修了者の確認のため 消防法施行令第3条(防火管理者の資格)、恵庭市消防本部組織規則第6条(防火管理者の資格付与等に関すること。)
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号
記録範囲	防火管理講習修了者
記録情報の収集方法	相手方　■本人　□本人以外 根拠法令(　　　　　　　　　　　　　　　)
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	□地方公共団体の機関内部 □委託先(　　　　　　　　　　　　　　　) □外部提供(　　　　　　　　　　　　　　　)
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	消防本部予防課 恵庭市有明町2丁目4番14号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル □有　■無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし
備考	—

作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年4月1日
個人情報ファイルの名称	消防0Aシステム
行政機関の名称	恵庭市消防長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防本部 予防課
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	防火対象物の実態把握のため 恵庭市消防本部組織規則第6条(消防用設備等の指導及び検査に関すること。)
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号
記録範囲	防火対象物データ
記録情報の収集方法	相手方　■本人　□本人以外 根拠法令(　　　　　　　　　　　)
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無
記録情報の経常的提供先	□地方公共団体の機関内部 ■委託先(ソフト管理、機器保守点検管理委託) □外部提供(　　　　　　　　　　　)
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	消防本部予防課 恵庭市有明町2丁目4番14号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備考	－

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		40
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月27日	
個人情報ファイルの名称	救急活動報告書ファイル	
行政機関の名称	恵庭市消防長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防署・出張所	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	救急活動内容の報告及び記録のため 恵庭市救急業務実施規程第28条(活動の報告)、恵庭市消防署組織規程第6条(救急業務に関すること。)	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6電話番号、7心身の状況	
記録範囲	傷病者、通報者、消防職員、警察職員、応急手当協力者、関係者(医療関係者、家族等)	
記録情報の収集方法	相手方　■本人　■本人以外(通報者、消防職員、警察職員、応急手当協力者及び関係者(医療関係者、家族等)) 根拠法令　法第69条第2項第4号	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	有	
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	消防本部総務課 恵庭市有明町2丁目4番14号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	■法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ■有　□無 □法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		41
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月1日	
個人情報ファイルの名称	普通救命講習Ⅰファイル	
行政機関の名称	恵庭市消防長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防署 島松出張所	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	救命講習受講者の記録と修了証の発行のため 恵庭市応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱第4条(住民に対する普及講習の種類及び申請書の提出)、恵庭市消防署組織規程第6条(防火指導及び相談に関すること。)	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号	
記録範囲	受講者	
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外 根拠法令()	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	消防本部総務課 恵庭市有明町2丁目4番14号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第2号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）		42
作成年月日（更新した場合にあっては、直近の更新年月日）	令和8年7月1日	
個人情報ファイルの名称	普通救命講習Ⅲファイル	
行政機関の名称	恵庭市消防長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	消防署 島松出張所	
個人情報ファイルの利用目的 (業務の根拠法令)	救命講習受講者の記録と修了証の発行のため 恵庭市応急手当の普及啓発活動の推進に関する要綱第4条(住民に対する普及講習の種類及び申請書の提出)、恵庭市消防署組織規程第7条(防火指導及び相談に関すること。)	
記録項目	1 識別番号、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 住所、6 電話番号	
記録範囲	受講者	
記録情報の収集方法	相手方 ☒ 本人 ☐ 本人以外 根拠法令()	
記録項目のほか、要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	無	
記録情報の経常的提供先	☐ 地方公共団体の機関内部 ☐ 委託先() ☐ 外部提供()	
開示等請求を受理する組織の名称及び所在地	消防本部総務課 恵庭市有明町2丁目4番15号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無	
個人情報ファイルの種別及び政令第21条第7講に該当するファイルの有無	☒ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ☐ 法第60条第2項第3号(マニュアル(手作業)処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	当市は、法の経過措置により対象外	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	当市は、条例要配慮個人情報なし	
備考	—	